

令和元年十月十八日提出
質問第四三三号

内閣総理大臣夫人が行う内閣総理大臣の外国出張への同行に関する質問主意書

提出者 森山浩行

内閣総理大臣夫人が行う内閣総理大臣の外国出張への同行に関する質問主意書

政府の見解によれば、総理公務補助として内閣総理大臣の夫人が行う活動の一つとして、内閣総理大臣の外国出張への同行が挙げられる（内閣衆質一九三第九六号）。この点につき、次の通り質問する。

一 内閣総理大臣の外国出張への同行（以下「同行」という。）につき、

1 国のいずれの機関が依頼又は要求を行うか。また、依頼又は要求を行う際の根拠を示されたい。

2 総理公務補助である同行に、公費は使用されているか。使用されている場合、当該活動に公費を使用する理由を根拠と共に示されたい。

二 安倍総理大臣のオランダ及び英国訪問の際の安倍昭恵総理夫人の活動（平成三十一年一月九日から十日）につき、

1 同行の依頼又は要求を行った国の機関を示されたい。

2 同行の依頼又は要求を行った理由を根拠と共に示されたい。

3 当該活動に係る経費の金額と内訳を示されたい。また、その妥当性について政府の見解を示されたい。

三 安倍総理大臣のロシア訪問の際の安倍昭恵総理夫人の活動（平成三十一年一月二十二日）につき、

1 同行の依頼又は要求を行った国の機関を示されたい。

2 同行の依頼又は要求を行った理由を根拠と共に示されたい。

3 当該活動に係る経費の金額と内訳を示されたい。また、その妥当性について政府の見解を示されたい。

四 安倍総理大臣の欧米訪問の際の安倍昭恵総理夫人の活動（平成三十一年四月二十三日から二十八日）につき、それぞれの訪問先について、

1 同行の依頼又は要求を行った国の機関を示されたい。

2 同行の依頼又は要求を行った理由を根拠と共に示されたい。

3 当該活動に係る経費の金額と内訳を示されたい。また、その妥当性について政府の見解を示されたい。

五 安倍総理大臣のG7ビアリッツ・サミット出席の際の安倍昭恵総理夫人の活動（令和元年八月二十三日から二十六日）につき、

- 1 同行の依頼又は要求を行った国の機関を示されたい。
- 2 同行の依頼又は要求を行った理由を根拠と共に示されたい。
- 3 当該活動に係る経費の金額と内訳を示されたい。また、その妥当性について政府の見解を示されたい。

右質問する。